



第3回相談員連絡会を開催しました

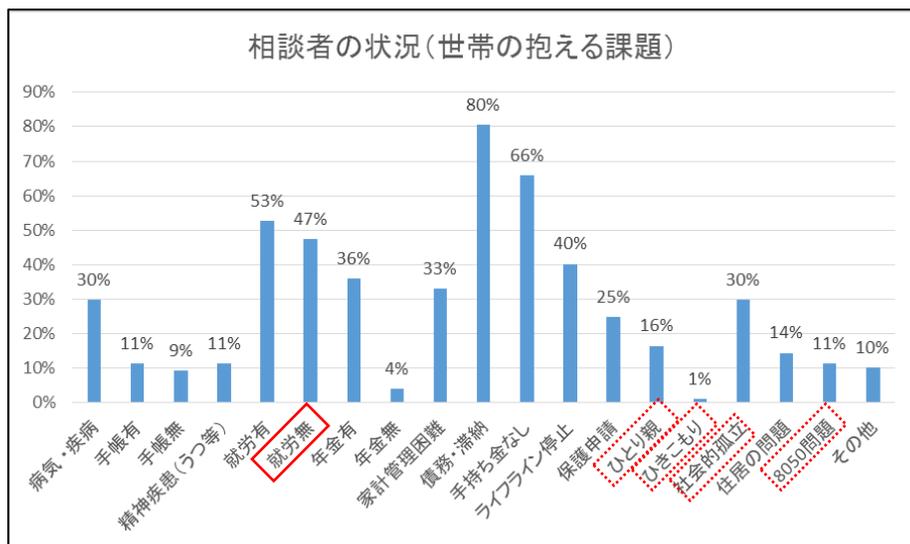
2月6日、県内の社会福祉法人施設、市町村社会福祉協議会の相談員を対象に「第3回えんくるり事業相談員連絡会」を開催しました。

はじめに平成30年10月に一部法改正のあった「生活困窮者自立支援法」の概要を、鳥取県内における状況等について実際にあった相談事例を交えながら説明をいただき理解を深めました。その中で、社会福祉法人生活クラブ風の村（千葉県）で実践されている、施設の日々の業務を分解することで簡易な業務を生み出し、すぐに就労に向かうことが難しい方がその業務を体験



するなどしてステップアップを図る「ユニバーサル就労」（中間的就労）について紹介があり、社会福祉法人に期待したいとの話もありました。このような取組みが県内でも多くの社会福祉施設等で実践されれば、相談者が就労に向かうために壁と感じていることを乗り越えられるのではないかと思います。

えんくるり事業での経済的支援でも、何らかの理由で働くことができず、生活困難に陥っている人たちからの相談も多く挙がっており、「この人にどんな支援があったら生活しやすくなるか。」を考え、今あるものを利用しやすく調整し、新たに作っていくことも大切な視点ではないかと思います。法人単独では難しくても、複数の社会福祉法人が連携することにより地域資源の一つになります。社会福祉法人の知恵と工夫で、就労に関する困難を抱えた人たちが活躍できる場＝働く場を提供することができれば相談者の方の生活再建に繋がります。えんくるり事業では、社会資源開発事業の一つとして、今後、実施に向けて検討いただける事業所等が増えることを期待しています。



特筆すべき点は、「就労無（47%）」です。ここから、様々な事情で働きたいけれど、働きにくい状況にある方が本事業の相談者の中に一定数いることが伺えます。

人が生きていく上では、住居を整えることと併せて、就労も大切です。それぞれの状況に則して実現できるよう個と地域（社会）に働きかけることも大事な視点だと考えます。

また、相談者の状況・背景から就労支援だけでなく、社会とのつながりの構築や生活支援を行う必要性が生じる可能性もあるといえます。

開始から平成31年2月までに報告のあった経済的支援につながった97件の相談者の状況(世帯の抱える課題)について集計を行いました。

社会資源開発事業に関わるテーブル会議を行いました!

新たな社会資源の開発について、これまで意見交換会や第2回相談員連絡会の中で模索してきました。今回は、会議中で出された意見を集約し、事業の企画概要を取りまとめた3テーマについて意見交換を行いました。どうすれば来年度から新規事業として動き出せるかということを中心に話し合い、多くの課題も見えてきました。一方で実際に取り組んでいる法人職員の方の話を聞くことで、「まずは始めることに意味がある。走りながら考えるでもいいのではないか。」、「自分の法人もできるかもしれない。むしろ、法人の使命としてしなくてはいけない。」と改正法24条を再認識し、意欲が高まった方もいらっしゃいました。参加者アンケートからも「各法人からの意見の共有・融合をすることで、より運営に向けての過程が明確になった。」、「実現可能な企画ということもあり、具体的に考えていく良い機会だった。」という9割を超える大変有意義だった/有意義だったとの回答をいただきました。相談員のみなさまから具体的な意見をいただくことができ、さらには取り組む意欲についても共有する有意義な時間となりました。

なお、来年度の事業企画・実施に向けて、実施意向の有無や協力いただける内容等の調査をお願いしているところであります。(平成31年2月14日/鳥社協発第1159号)

一つの法人では難しくても複数の法人が集まれば大きな力になります。ぜひ一緒に地域に社会資源を作っていきましょう。

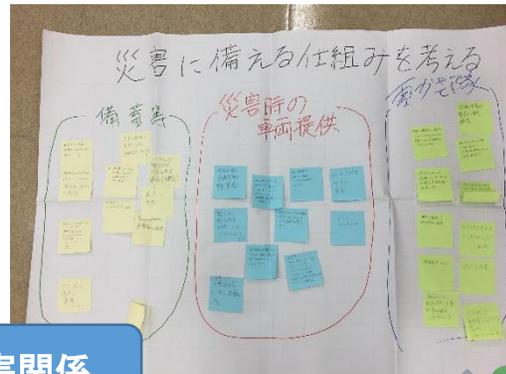
子ども服等
リユース

災害関係

地域食堂



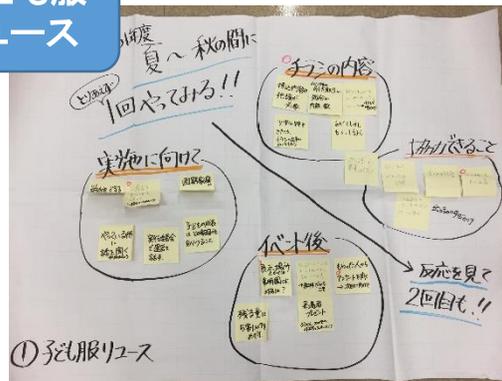
地域食堂



災害関係



子ども服
リユース



事務局からのお願い (再掲)

平成31年3月31日までにえんくるり事業による経済的支援(現物給付)を実施した事案につきましては、『総合相談・支援機能強化事業 実施報告書兼えんくるり基金支払い伺(写)』『領収書(写)』『相談受付・アセスメント票』等の書類を**平成31年4月3日(水)必着**にて事務局までご送付ください。